

大阪市民教育研究所規程

平成 24 年 3 月 5 日制定

平成 25 年 3 月 4 日制定

令和 6 年 3 月 25 日一部改正

一般財団法人大阪市教育会館

(名称)

第 1 条 この研究所は、大阪市民教育研究所（以下研究所という）と称し、一般財団法人大阪市教育会館（以下財団という）に設置する。

(目的)

第 2 条 研究所は、市民、現場教職員の視点から教育制度の総合的研究を行い、もって大阪市の教育に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究及び調査
2. 研究及び調査の成果の発表
3. 研究及び調査の受諾
4. 研究資料の収集・整理及び保管
5. 研究会・講演会・講習会等の開催
6. その他研究所の目的達成に必要な事業

(構成)

第 4 条 研究所に、所長 1 名及び事務局長 1 名、所員若干名を置き、必要に応じて、副所長若干名・事務局次長若干名を置くことができる。

(所長)

第 5 条 所長は、理事長がこれを任命する。

- 2 所長は、研究所を代表する。
- 3 所長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副所長は所長を補佐し、他の規程は所長に準じる。

(事務局長)

第 6 条 事務局長は、理事長がこれを任命する。

- 2 事務局長は研究所を統括する。
- 3 事務局長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、他の規程は事務局長に準じる。

(所員)

第 7 条 所員は、所長が推薦し、理事長がこれを任命する。

- 2 所員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(運営委員会)

第 8 条 研究所に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、副所長、事務局長、事務局次長及び理事長が任命する運営委員若干名をもって構成する。運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 運営委員会は、所長がこれを招集する。

4 運営委員会に運営委員長、運営副委員長各1名を置き、運営委員長が議長となる。所長、副所長、事務局長、事務局次長は運営委員長、運営副委員長となることはできない。

(運営委員会の審議事項)

第9条 運営委員会は、次の事項を審議する。

1. 研究所の事業計画
2. 委託研究及び共同研究
3. 研究所の予算及び決算
4. 研究所規程の改廃
5. その他重要事項

(委員会等)

第10条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、美術運営委員会・専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

2 研究所に、その事業に関連する教育研究団体支援室、教育相談室、教育青年文庫、市民ギャラリー等(以下支援室等という)を付属する。支援室等に関する規定は別に定める。

(経理)

第11条 研究所の経理は、財団の一般会計に属するものとする。

2 研究所の経理は他の財団経理と区分して計上されなければならない。

(研究所会員)

第12条 研究所の目的に賛同し、研究所の活動を支援し、研究所の行う研究に参加を希望するものは、事務局長の承認のもと、会員になることができる。

2 会員は、研究所の行う研究会・講演会・講習会等に参加することができる。

3 会員に関する規定は別途定める。

(監査)

第13条 研究所の予算及び決算は、財団予算書及び決算書にこれを記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第14条 所長は、毎年度末に、当年度における業務の経過ならびに次年度における業務計画を、書面をもって財団に報告しなければならない。

(改正)

第15条 この規程を改正するときは、運営委員会の議を経、理事会で決定する。

附則

この規程(旧規定)は、平成24年3月5日から、これを施行する。

この規程は、平成25年4月1日から、これを施行する。

この規程は、令和6年3月25日一部改正。

教育研究団体支援室等利用細則

平成 24 年 3 月 5 日制定

平成 25 年 3 月 4 日制定

令和 5 年 3 月 25 日改正

一般財団法人大阪市教育会館

第 1 条 大阪市民教育研究所（以下研究所という）規定第 10 条に基づき、研究所に付属する教育研究団体支援室、教育相談室、教育青年文庫、市民ギャラリー等(以下支援室等という)の利用に関し定める。

第 2 条 研究所の主旨に賛同し、市民、現場教職員の視点から教育制度の総合的研究を行う団体は支援室等を利用することができる。

第 3 条 教育研究団体支援室への入居を希望する団体は、教育青年団体活動助成金交付規定(平成 22 年 4 月 1 日制定)に準じ入居を申し込まなければならない。入居の承認は次の基準を踏まえ、運営委員会の議を経たうえで、理事会で決定する。

1. 財団寄付行為及び研究所規約の目的に賛同し、財団及び研究所の活動内容に反しない団体
2. おおむね大阪市域全般において活動を行っている団体
3. 相当期間の活動実績を有し、これまで大阪市教育委員会の後援を得るなど、幅広い活動実績を有する団体
4. 1 から 3 に準じる団体

第 4 条 教育研究団体支援室入居団体は、大阪市教育会館利用規定(平成 22 年 4 月 1 日制定)に準じ事務所を利用するとともに、その他の事項については事務局長の指示に従わなければならない。

第 5 条 支援室等の利用については事務局長が統括する。

2 教育研究団体支援室入居団体以外の教育青年団体が、支援室等の一時的利用を希望するときは、事務局長の承認のもと、大阪市教育会館・大阪市教育会館東館貸室料金に準じ利用料金を支払わなければならない。

3 研究所に寄付等を行っている団体は、その額に達するまでの利用料金は徴収しない。

第 6 条 この細則を改正するときは、運営委員会の議を経、理事会で決定する。

附則

この規程 (旧規定) は、平成 24 年 3 月 5 日から、これを施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 25 日一部改正。

大阪市民教育研究所会員細則

平成 24 年 3 月 5 日制定

平成 25 年 3 月 4 日制定

令和 6 年 3 月 25 日改正

一般財団法人大阪市教育会館

第 1 条 大阪市民教育研究所（以下研究所という）規定第 1 2 条に基づき、研究所会員に関し定める。

第 2 条 会員は会費を納入しなければならない。会費は、月額法人会員 1 口 1 万円、個人会員 1 千円とする。

第 3 条 会員が研究所の行う研究会・講演会・講習会等に参加する場合は、事務局長の指示に従わなければならない。

第 4 条 この細則を改正するときは、運営委員会の議を経、一般財団法人大阪市教育会館理事会で決定する。

附則

この規程（旧規定）は、平成 24 年 3 月 5 日から、これを施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から、これを施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 25 日一部改正。